

令和2年5月26日

区内認可保育園等に園児が在籍する保護者の  
勤務先事業者の皆様

世田谷区長 保坂 展人

世田谷区の保育事業のご協力のお願い

日頃より、世田谷区の保育行政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。  
新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、区は事業者の皆様に向けて、4月14日  
「世田谷区の保育事業の縮小に向けた協力のお願い」を出させていただき、登園自粛による  
規模を縮小した保育（縮小保育）、さらに4月20日以降は保育所等を休園する措置を  
とってまいりました。この間のご理解とご協力に感謝申し上げます。

報道等にございますとおり、緊急事態宣言が5月25日に解除されました。区内保育所  
等の休園措置は5月31日まで継続することといたしますが、感染が再び広がるリスクが  
あることから、当区におきましては6月1日以降、引き続き、仕事を休んで家にいること  
が可能な保護者に対して登園を控えていただくよう、6月末までを目途に要請することと  
いたしました。

保護者の中には、集団保育による感染を心配されている方、特に育児休業明けの新規入  
園児については初めての集団生活に加えて新型コロナウイルス感染不安を抱く方が多く  
いらっしゃると思います。園児の保護者が勤務されている事業者の皆様におかれましては、今般  
の区の方針等の趣旨をご理解いただき、保護者への特段のご配慮をあらためてお願いいた  
します。

新型コロナウイルスとの闘いに打ち克つためには、緊急事態宣言解除後もしばらくの間  
はこれまで行ってきた取り組みを、区民、事業者、世田谷区が一丸となって継続する必要  
がございます。何卒、ご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

なお、厚生労働省「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金（労働者を  
雇用する事業主の方向け）」は、自治体や保育所から利用を控えるよう依頼があった場  
合にも対象となります。あわせてご検討いただければ幸いです。

**【厚生労働省「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金（労働者を  
雇用する事業主の方向け）」】**（対象期間：令和2年2月27日から6月30日）

- ・支給要件の詳細や具体的な手続きは厚生労働省ホームページにてご確認ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html)

- ・お問い合わせ先：学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター  
電話 0120-60-3999 ※土日・祝日含む（受付時間：9:00～21:00）